

つなぐ



諫早市立大草小学校  
特別支援教育  
コーディネーターだより  
H30.5.18 No.5  
文責 林田

## 😊 疲れはたまっていますか？ 😊

運動会の練習が始まり、子どもたちは毎日よく頑張っています。ここ数日湿度が高く、不快指数がアップしているため、体調管理が大変です。「水分補給」「休養」を呼びかけているところです。お子さんが疲れた様子を見せた時は、無理をさせないで早めに就寝させたり、担任に連絡したりしてくださいね。



さて、前回の「つなぐ」で「特別な配慮を要する障害」について、少しご紹介したところでした。今回から、様々な障害について詳しくお伝えしていきたいと思います。



### ①視覚障害

視力や視野等の視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態。



### ②聴覚障害

身の回りの音や話し声が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態。



### ③肢体不自由

上肢・下肢又は体幹の運動・動作の障害のため、歩行や筆記等の日常生活動作の全部又は一部に困難がある状態。



### ④病弱・身体虚弱

病弱とは、慢性的疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態。

身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態。



### ⑤言語障害

発音が不明瞭だったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じる等社会生活上不都合な状態であることを言う。

### ⑥知的障害

記憶、推理、判断等の知的機能の発達に著しい遅れが見られ、社会生活への適応が難しい状態。



### ⑦自閉症・情緒障害

### ⑧LD・ADHD



— 以上 長崎県教育センター特別支援教育資料より —

①～⑥の障害以外にも、現在よく耳にする「発達障害」と呼ばれる、一見したところでは障害（困り感）が分かりにくい人もいます。⑦・⑧や発達障害については、次号以降で詳しくお伝えできればと思っています。

今回の内容についてのご質問や、個別にお尋ねになりたいことなどがございましたら、遠慮なく大草小学校までご連絡ください。お待ちしております。